

事務連絡
令和2年12月9日

関係各位
(各工業団地・協議会 広報ご担当の長様)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室長
(契印省略)

福岡県特定最低賃金の改定について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の運営につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、10月1日に改定されました「福岡県最低賃金」に引き続き、「福岡県特定最低賃金」(県内5産業のうち3産業)が下記1のとおり、改定となります。

つきましては、下記2により、福岡県特定最低賃金の改定額及び最低賃金引上げに向けた支援策(A4リーフレット裏面)にかかる周知・広報に御協力下さいよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 福岡県特定最低賃金

特定最低賃金	金額	発効日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	976円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927円	令和2年 12月10日
自動車(新車)小売業	941円	
輸送用機械器具製造業	944円	令和元年 12月10日(※)
百貨店、総合スーパー	889円	

※「輸送用機械器具製造業」「百貨店、総合スーパー」の特定最低賃金については、本年度の改定がされていません。

2 周知・広報の方法

- (1) 同封のリーフレットの掲示及び窓口等への備付
- (2) 広報誌(紙)への当該周知・広報内容の掲載

なお、リーフレットのデータ等につきましては、福岡労働局ホームページ
(https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou.html)
にも掲載しておりますので、貴団体の広報誌等への掲載時にご活用ください。

【お問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
福岡労働局労働基準部監督課賃金室 原田、大下
TEL 092-411-4578 fax 092-411-4875

福岡県の最低賃金

福岡県
最低賃金

1時間
842円

効力発生日
令和2年
10月1日

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます（但し、適用除外該当者は除きます）。



特定最低賃金	効力発生日	適用除外（「福岡県最低賃金」が適用されます）
製鉄業、 鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1時間 976円	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1時間 927円	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ)バリ取り、かえり取り又は鋸ぱり取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く	1時間 944円	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃、片付け、貯い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
販売店、 総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いすゞが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの	1時間 889円	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車（新車）小売業	1時間 941円	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

（注）①最低賃金には次の手当は算入されません。精勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所（例：本社、支社、自家用車庫等）及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>



●ご存知ですか？

業務改善助成金「裏面」
キャリアアップ助成金

最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署へ



最低賃金制度とはなんでしょう？



A 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならぬとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金があります。



最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？



A 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？



A 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥精勤手当、通勤手当及び家族手当
- 詳しくは、福岡労働局賃金室（092-411-4578）まで。



業務改善助成金はどういった場合にもらえるのですか？



A 中小企業・小規模事業者（※）で、①事業場内で最も低い時間給を25円以上引き上げ、かつ②労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施した場合に、その費用の一部を助成します。

※ ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、②事業場規模100人以下の事業場

支給額等詳細については、右QRコードをご参照ください。

業務改善助成金のお問い合わせは、

福岡労働局雇用環境・均等部企画課（092-411-4717）まで。



賃金規定等を増額改定した場合、もらえる助成金はありますか？



A キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」という、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させる取組を実施した事業主に対して助成する制度があります。取組実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です。詳しくは、福岡助成センター（092-411-4701）にお問い合わせください。

最低賃金以上の額が支払われていますか？お確かめください。